

4 障害福祉サービス一覧

障害福祉サービスには「介護給付」「訓練等給付」「相談支援給付」があります。利用に際しては所得に応じた負担があります。また、支援計画に基づいてサービスごとに『個別計画』が作成され、計画に基づいたサービス提供が行われます。

【介護給付】

障害程度が一定以上の人に、生活上または療養上の必要な介護を行います。

サービス名	概要
居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴や排泄等の身体介護、調理や掃除等の家事援助、病院の付添等の通院等介助など自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。 ・障害支援区分1以上の方が利用できます。（通院等介助（身体介護を伴う場合）を利用する場合は区分2以上等、別に要件があります。） ・介護保険該当者は、<u>介護保険制度の訪問介護の利用が優先</u>になります。
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人</u>に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。 ・障害支援区分4以上で二肢以上に麻痺があり、認定調査で、「歩行、移乗、排尿、排便」のいずれも「できる」以外の方が利用できます。 ・介護保険該当者は、<u>介護保険制度の訪問介護の利用が優先</u>になります。
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>視覚障害により移動に著しい困難のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出する際の必要な援助</u>を行います。 ・同行援護アセスメント調査票により、調査項目中「視力障害」、「視野障害」、「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の方が対象者です。
行動援護	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>知的障害又は精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人</u>に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険回避の援護などを行います。 ・障害支援区分3以上で認定調査の「行動関連12項目」の合計点が10点以上の方が利用できます。 ・介護保険該当者は、<u>介護保険制度の訪問介護の利用が優先</u>になります。
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で介護を行う方が一時的に介護できなくなった時に、施設等に短期間入所して入浴、排泄、食事の介護などを行います。 ・障害支援区分1以上の方が利用できます。 ・介護保険該当者は、<u>介護保険制度の短期入所の利用が優先</u>になります。

重度障害者等 包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ・常に介護を必要とする人の中でも、介護の必要性がとても高い方に居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。 ・障害支援区分6以上で意思疎通に著しい困難があり次の(1)(2)に該当する方が利用できます。 (1) 重度訪問介護の対象者で四肢に麻痺があり、寝たきりで気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている、身体障害者と最重度知的障害者。 (2) 認定調査の「行動関連12項目」の合計点が10点以上の方。 ・介護保険該当者は、<u>介護保険制度の訪問介護の利用が優先</u>になります。
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・常に介護を必要とする方に、主に日中に施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。 ・障害支援区分3（50歳以上なら区分2）以上の方が利用できます。 ・介護保険該当者は、<u>介護保険制度の通所介護の利用が優先</u>になります。
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。 ・障害支援区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方や、区分5以上で筋ジストロフィー患者・重症心身障害者が利用できます。
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護又は自立訓練、若しくは就労移行支援のサービスを利用していらっしゃる方に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。障害支援区分4（50歳以上なら区分3）以上の方が利用できます。

【訓練等給付】

身体的又は社会的リハビリテーションや、就労につながる支援を行います。

サービス名	概要
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害または精神障害のある方が、居室その他の設備を利用して日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言等と併せ、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望する方に、一定期間における生産活動やその他の活動の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。企業等への雇用や在宅就労等が見込まれる、65歳未満の方が利用できます。

就労継続支援	・ 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、訓練中心のB型があります。
就労定着支援	・ 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就職に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、生活面の相談から課題を把握し、指導・助言等の支援、企業や関係機関との連絡調整等を行います。
自立生活援助	・ 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する者等に対して、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除等に課題はないか、公共料金や家賃等に滞納はないか、体調変化はないか等を確認し、必要な助言・医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	・ 日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者又は精神障害者の方に対し、地域の共同生活の場において相談や日常生活上の援助を行います。

【地域相談支援給付】

地域で生活するための相談や支援を行います。

サービス名	概要
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している方に対し、地域生活(グループホーム含)に移行するために、必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者について、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

【福祉サービスのご利用を希望されるときにの相談窓口】

窓 口	保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）
手 続	手続きにお持ちいただくもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患医療受給者証 等 ・ 個人番号カード又は通知カードと本人確認書類

5 障害児の利用可能なサービス一覧

*障害児のサービス利用については、基本的に障害支援区分の認定は行わず、障害者とは別の調査により支給を決定します。世帯の所得に応じた負担があります。

*ご利用可能なサービスには、障害者総合支援法による障害福祉サービスと児童福祉法による障害福祉サービスがあります。

(1) 障害者総合支援法による障害福祉サービス

居宅介護（ホームヘルプ）	サービス内容は P38 の「居宅介護」「短期入所」と同様です。児童が利用する時は、障害の種類や程度を把握するため、5 領域（食事、排泄、入浴、移動、行動障害及び精神症状）に関する 11 項目の調査を行い、支給の可否を決定します。
短期入所（ショートステイ）	*短期入所については、単価上の区分（区分 1～3）が設けられています。
同行援護	サービス内容は P38 の「同行援護」と同様です。同行援護用のアセスメント調査を併せて行い、調査項目「1 視力」「2 視野障害」及び「3 夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ「4 移動障害」の点数が 1 点以上の方が対象になります。
行動援護	サービス内容は P38 の「行動援護」と同様です。行動援護用に 12 項目の調査を行い、その合計点が 10 点以上の方が利用できます。
重度障害者等包括支援 ※概ね 15 歳以上の方が対象	サービス内容は P39 の「重度障害者等包括支援」と同様です。障害者と同様に 80 項目調査を行い、審査会に意見を求めた上で、支給の可否を決定します。 ※審査会には「サービスの対象になるか」の意見を聴きますが、障害支援区分は決定されません。
重度訪問介護 ※15 歳以上が対象	サービス内容は P38 の「重度訪問介護」と同様です。児童相談所が利用することが適当であると判断した場合「障害者と同様の手続き（80 項目調査→審査→障害支援区分決定）」により支給の可否を決定します。 ※利用可能区分については「区分により利用可能なサービス一覧表（P43 別表 1）」をご覧ください。

(2) 児童福祉法による障害福祉サービス

<p>児童発達支援</p>	<p>身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）や、児童相談所・医師等により療育の必要性が認められた児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、保護者の相談支援などを行います。</p>
<p>医療型児童発達支援</p>	<p>上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。</p>
<p>放課後等デイサービス</p>	<p>学校終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練や、創作的活動・作業活動、社会との交流の促進、余暇の提供など多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを行います。</p>
<p>保育所等訪問支援</p>	<p>障害のある児童に対し、在籍する保育所・幼稚園・小学校等に訪問して、集団生活適応のための訓練等や、障害児が在籍する保育園等の職員に対して、支援方法の指導等を行います。支援には、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士（障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職）があたります。</p>
<p>居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>重症心身障害児などの重度の障害児等であって、障害等のために外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。</p>

【福祉サービスのご利用を希望されるときにの相談窓口】

<p>窓 口</p>	<p>保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</p>
<p>手 続</p>	<p> 手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 小児慢性特定疾病医療費受給者証 特定疾患医療受給者証 発達に関する診断書等 のうち、いずれか所持するもの ・個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 </p>

【別表 1】

障害支援区分等により利用可能なサービス

障害支援 区分等 サービス	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	障害児
居宅介護	利用可						
重 度 訪問介護				利用可 (二肢以上に麻痺があり、区分認定調査で「歩行・移乗・排尿・排便」のいずれも「支援が不要」以外の方)			一部可 注 2
同行援護		利用可 注 4					
行動援護			利用可 (認定調査の「行動関連 12 項目」の合計点が 10 点以上の方)				利用可 12 項目調査 8 点以上
重度障害者 等包括支援						利用可 注 1	一部可 注 3
短期入所	利用可						

注 1 : 意思疎通に著しい困難があり、次の (1) (2) に該当する方

(1) 重度訪問介護の対象者で四肢に麻痺があり、寝たきりの方で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者と、最重度の知的障害者

(2) 区分認定調査の「行動関連 12 項目」の合計点が 10 点以上の方

注 2 : 障害児の重度訪問介護については、15 歳以上で、児童福祉法 63 条の 4 の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市長に通知した場合、障害者とみなし、障害者の手続きに沿って支給の要否を決定する。

注 3 : 障害児の重度障害者等包括支援 (概ね 15 歳以上) については、80 項目 (障害者の区分認定調査項目と同じ) の調査を行い、審査会に重度障害者等包括支援の対象となること相当であるかの意見を聴いた上で支給の要否を決定する。

注 4 : 同行援護の対象者は、同行援護アセスメント調査票により、調査項目中「1 視力障害」、「2 視野障害」及び「3 夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ、「4 移動障害」の点数が 1 点以上の者。

6 高額障害福祉サービス等給付費等

(1) 高額障害福祉サービス等給付費	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一世帯に障害福祉サービス費等を利用する方が複数いる場合や、1人で複数のサービスを利用する場合など、世帯における1か月分の利用者負担の合計が一定の基準額を超える場合、申請により基準額を超えた額が還付（償還）されます。 ・ サービス利用から5年間は申請が可能です。
合算の対象となるサービス利用料	<p>同一の月に利用した以下のサービスなどに係る利用者負担額（1割負担分）が対象となります。なお、食事代などの実費は対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額 例) 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援、共同生活援助など ・ 児童福祉法に基づく障害児支援（通所・入所）サービスの利用者負担額 例) 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）、障害児入所支援など ・ 補装具費に係る利用者負担額 例) 義肢・装具、車椅子、座位保持椅子など ・ 介護保険法に基づくサービスの利用者負担額 例) 訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリなど <p>※地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具給付事業等）は対象となりません。</p> <p>※補装具費・介護保険法に基づくサービスについては、<u>同一の利用者が障害福祉サービス等を併用している場合</u>に限ります。</p> <p>※介護保険法に基づくサービスについては、高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により、償還された金額を除きます。</p>
手 続	<p>○ 手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第27号） ・ 領収書（原本） <p>※利用しているサービスなど全ての領収書が必要です（提出がないものは合算対象になりません）。</p> <p>※事業所などから発行された、サービス内容、利用者負担（1割負担分）と、食費や活動費など、『サービスの対象にならない実費負担分』の、それぞれの金額がわかるもの（明細等）を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該月の補装具費の領収書（原本）と、補装具支給券のコピー <p>※当該月に補装具に係る利用者負担がかかった場合</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費支給決定通知書のコピー ※高額介護（予防）サービス費の支給を受けている場合 ・預貯金通帳 ※障害者の場合：本人名義 ※障害児の場合：支給決定を受けている保護者名義 ・本人確認書類（マイナンバーカード、各種障害者手帳、運転免許証など） ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの
窓 口	<p>○社会福祉課 障害福祉係</p> <p>○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</p> <p>※制度や支払に関する照会については、社会福祉課 障害福祉係まで</p>

(2) 新高額障害福祉サービス等給付費

内 容	<p>65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で、下記の要件に全て該当する場合に、介護保険に移行した後の自己負担額が申請により新高額障害福祉サービス等給付費として還付（償還）されます。</p>
対象者要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 65歳に達する日の前5年間にわたり介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）に係る支給決定を受けていた方。 2 介護保険移行後に障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）を利用している方。 3 本人が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合は前年度）において、本人およびその配偶者が市町村民税非課税者または生活保護受給者であった方。 4 65歳に達する日の前日において、障害支援区分が区分2以上であった方。 5 40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用していない方。
対象となるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・地域密着型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 <p>※支給の対象となるのは、介護保険サービスでの自己負担額です（自費サービス利用料は含まれません）。</p> <p>※介護保険サービスの自己負担額は、「高額介護（予防）サービス費」「高額医療合算介護サービス費」適用後の金額です。適用後の金額が確定するまでに、自己負担額を支払ってから2年ほどかかる場合があります。</p>

<p>手 続</p>	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第28号の2） ・ 介護保険サービス利用者負担額の領収書（原本） ※事業所などから発行されたもので、サービス内容、利用者負担と実費負担分の内訳がわかるものが必要です。 ・ 介護保険の被保険者証 ・ 預貯金通帳（本人名義のものに限る） ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、各種障害者手帳、運転免許証など） ・ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの
<p>窓 口</p>	<p>○社会福祉課 障害福祉係 ○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部） ※制度や支払に関する照会については、社会福祉課 障害福祉係まで</p>

6. 補装具の給付・修理

(1) 補装具の給付・修理		(身体障害者・難病等患者・身体障害児)			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳等をお持ちの方が、身体上の障害を補うために障害の内容や程度により、補装具の給付や修理が受けられます。 ・ 世帯の所得に応じて費用負担があります。 ・ 更生相談所等で、判定を受けることが必要な場合があります。 ・ 介護保険該当者の方は、介護保険の給付対象品目については、介護保険制度が優先となります。 				
補装具の 種 類	補装具の種類	身体障害児・者		難病等 患者	備 考
		18才未満	18才以上		
	義 肢	○	○		義手、義足
	装 具	○	○	○	上肢、下肢、靴型、体幹
	座位保持装置	○	○		
	視覚障害者安全つえ	○	○		
	義 眼	○	○		
	眼 鏡	○	○		矯正眼鏡、遮光眼鏡等
	補 聴 器	○	○		箱形、耳掛型、挿耳型、骨導式
	車 椅 子	○	○	○	標準型、手押し型等
	電 動 車 椅 子	○	○	○	電動リフト、モジュラー方式等
	歩 行 器	○	○	○	
	歩行補助つえ	○	○		
	座位保持椅子	○			
	起立保持具	○			
	頭部保持具	○			
	排便補助具	○			
重度障害者用 意思伝達装置	○	○	○		
人工内耳用音声 信号処理装置	○	○		修理のみ（人工内耳用インプラント、人工内耳用ヘッドセット人工内耳用音声信号処理装置の電池は対象外）	
手 続	○ 手続にお持ちいただくもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳又は、特定疾患医療受給者証等 ・ 個人番号カード又は、通知カードと本人確認書類 				
窓 口	○社会福祉課 障害福祉係 ○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）				